

△国立大学法人法の一部を改正する法律案V

新旧対照表

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

| | | | | 改正案 | | | | 現行 | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------|--------|---|----------------------------------|---------|------------|-------|----------------------------------|------|-----|---|------------|---------|------------|-------|
| 別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係） | | | | 別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係） | | | | 別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係） | | | | | | | |
| 国立大学法人富山大学 | 富山大学 | 富山県 | 六 | 国立大学法人の名称 | 国立大学の名称 | 主たる事務所の所在地 | 理事の員数 | 国立大学法人富山大学 | 富山大学 | 富山県 | 四 | 国立大学法人の名称 | 国立大学の名称 | 主たる事務所の所在地 | 理事の員数 |
| | (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | |
| | 国立大学法人筑波技術大学 | 筑波技術大学 | 二 | 国立大学法人筑波大学 | 筑波大学 | 茨城県 | 八 | 国立大学法人筑波大学 | 筑波大学 | 茨城県 | 八 | 国立大学法人筑波大学 | 筑波大学 | 茨城県 | 八 |

| | | | | |
|---|-----|-----------------|-----|---|
| 備考 一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第六十八条に規定する大学とする。 | (略) | 国立大学法人総合研究大学院大学 | 院大学 | 二 |
| | | 総合研究大学院大学 | 院大学 | 二 |
| | | 神奈川県 | 東京都 | |
| | | 二 | 二 | |

| | | | | | |
|---|-----|----------------|----------|-----|---|
| 備考 一 総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第六十八条に規定する大学とする。 | (略) | 国立大学法人筑波技術短期大学 | 筑波技術短期大学 | 茨城県 | 二 |
| | | 筑波技術短期大学 | 筑波技術短期大学 | 茨城県 | 二 |
| | | 高岡短期大学 | 高岡短期大学 | 富山県 | 二 |
| | | 富山県 | 富山県 | 二 | |

二 (略)

(削除)

三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

二 (略)

三 筑波技術短期大学及び高岡短期大学は、学校教育法第六十九条の二第二項に規定する短期大学とする。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。